

令和6年度 総会議案書

総会・定期懇談会

と き : 令和6年6月24日(月)

と ころ : ユニトピアささやま

丹波篠山市企業懇談会

# 令和6年度 総会・定期懇談会次第

## ◇総 会 (15:00 ~ 15:50)

1. 開 会

2. 代表幹事あいさつ

3. 議長選出

4. 議 事

第1号議案 令和5年度事業報告・収支決算報告承認の件

第2号議案 会費額改正の件

第3号議案 令和6年度事業計画・収支予算（案）設定の件

5. 来賓祝辞

6. 閉 会

## ◇行政懇談会 (16:00 ~ 16:45)

市長講演 丹波篠山市長 酒井 隆明 氏

## ◇懇 親 会 (17:00 ~ 19:00)

第1号議案 令和5年度事業報告・収支決算報告承認の件

## 令和5年度事業報告

| 開催年月日    | 場所・出席者数                 | 会議名        | 内容  |
|----------|-------------------------|------------|---|
| R5年5月12日 | 丹波篠山市<br>商工会館           | 監事会        | 令和4年度事業会計監査   |
| 5月22日    | 丹波篠山市<br>商工会館9名         | 定例幹事会      | 総会について<br>総会提出事項について<br>定期懇談会について   |
| 6月27日    | ユニトピア<br>ささやま<br>参加者45名 | 総会・定期懇談会   | <p>《総会》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度事業報告・収支決算報告承認の件</li> <li>2. 令和5年度事業計画・収支予算(案)設定の件</li> <li>3. 任期満了に伴う役員選任の件</li> </ol> <p>《経済講演会》<br/>テーマ<br/>「ウクライナをめぐる米露中の思惑」<br/>講師：筑波大学名誉教授<br/>中村 逸郎 氏</p> <p>《懇親会》</p> |
| 7月12日    | 丹波篠山市<br>商工会館10名        | 定例幹事会      | 丹波篠山デカンショ祭の協力について<br>秋季定期懇談会の開催について<br>会員親睦ゴルフコンペについて   |
| 9月27日    | 丹波篠山市<br>商工会館9名         | 定例幹事会      | 秋季定期懇談会の開催について<br>第70回デカンショ祭の報告について<br>会員親睦ゴルフコンペについて<br>新入会員の承認について  |
| 11月9日    | 青山台ゴルフ倶楽部               | 会員親睦ゴルフコンペ |   |
| 11月24日   | ユニトピア<br>ささやま<br>参加者50名 | 秋季定期懇談会    | <p>《時事講演会》<br/>テーマ<br/>「政治家の喧嘩力」<br/>講師：前大阪府知事・前大阪市長<br/>松井 一郎 氏</p> <p>《懇親会》</p>   |
| R6年1月31日 | 丹波篠山市<br>商工会館9名         | 定例幹事会      | 春季定期懇談会の開催について  |
| 3月26日    | ユニトピア<br>ささやま<br>参加者35名 | 春季定期懇談会    | <p>《時事講演会》<br/>テーマ<br/>「今後の政治経済をどう読むか」<br/>講師：政治ジャーナリスト<br/>田崎 史郎 氏</p> <p>《懇親会》</p>  |

## 令和5年度 役員名簿

| No. | 役職名   | 氏名    | 企業名                  |
|-----|-------|-------|----------------------|
| 1   | 代表幹事  | 大見 春樹 | 株式会社おゝみや             |
| 2   | 副代表幹事 | 石井 祥平 | 石井造園緑化株式会社           |
| 3   | 〃     | 谷 隆   | 株式会社伊丹精機             |
| 4   | 幹事    | 山内 利樹 | 篠山証券株式会社             |
| 5   | 〃     | 石川 豊  | 株式会社三井住友銀行 兵庫中央法人営業部 |
| 6   | 〃     | 伊藤 吉秀 | 吉野ゴム工業株式会社 篠山工場      |
| 7   | 〃     | 石田 智博 | 芦森工業株式会社 篠山工場        |
| 8   | 〃     | 長澤 直哉 | 株式会社みなと銀行 篠山支店       |
| 9   | 〃     | 藤平 博之 | 株式会社岩崎電機製作所          |
| 10  | 〃     | 板野 安弘 | 株式会社テクノワーク           |
| 11  | 〃     | 細谷 英  | 株式会社ミツワ              |
| 12  | 〃     | 吉田 英世 | ユニトピアささやま            |
| 13  | 〃     | 池田 常德 | 丹南佐々木工業株式会社          |
| 14  | 〃     | 西尾 和磨 | 鳳鳴酒造株式会社             |
| 15  | 〃     | 堀 成志  | 株式会社プリテック            |
| 16  | 〃     | 小田垣 昇 | 株式会社小田垣商店            |
| 17  | 〃     | 月森 一延 | 株式会社月森左官工業所          |
| 18  | 〃     | 太野垣勝弘 | 株式会社畑中自動車            |
| 19  | 監事    | 足立 芳史 | 中兵庫信用金庫 篠山支店         |
| 20  | 〃     | 長澤洋一郎 | 長澤洋一郎税理士事務所          |

# 令和5年度 監査意見書

令和6年4月18日

丹波篠山市企業懇談会  
代表幹事 大見 春樹 様

監事 足立 芳史 ㊟

監事 長澤 洋一郎 ㊟

## 1. 監査の実施概要

私達は、令和6年4月18日、丹波篠山市商工会館において、会則第7条4項に基づき、令和5年度丹波篠山市企業懇談会の会計状況について監査を行いました。

なお、この監査における立会人は、代表幹事 大見春樹氏、事務局 若狭、小林でした。

## 2. 監査意見

監査の結果、令和5年度事業報告、収支決算、その他関係書類の内容は適正であると認めます。

以上のとおり報告します。

## 第2号議案 会費額改正の件

### 1. 改正理由

当会は、昭和61年1月の設立以来より約38年間会費額を改定せずに本日に至っている。現状、経費削減等に努め、剰余金が逼迫している状況にはないが、物価上昇による諸経費の増加も想定され、今後も同様の事業を展開していくためには、長期的な視点に立って会費の見直しが急務であった。

事業を持続的に遂行しつつ財務内容の健全化を図るために、会費額の改定を幹事会において、慎重に協議した結果、「会員企業の健全な発展に寄与すること」を目的に、定期懇談会時の講師の更なる充実、行政との連携等諸活動の拡充を図るためには値上げをせざるを得ないとの結論に至り、下記の通り会費額を令和6年分から改正する。

### 2. 改正事項

| 現行       | 改正後      |
|----------|----------|
| 15,000 円 | 20,000 円 |

第3号議案 令和6年度事業計画・収支予算（案）設定の件

## 令和6年度事業計画（案）

1. 懇談会の開催

① 総会・定期懇談会 6月24日開催

② 秋季定期懇談会 11月開催

③ 春季定期懇談会 3月開催

2. 幹事会の開催 5月・7月・10月・1月の4回開催

3. 令和6年丹波篠山デカンショ祭への協力

4. 会員親睦ゴルフコンペの開催

5. 市・商工会等地域の行事に対する協力

# 丹波篠山市企業懇談会会則

昭和61年 1月24日制定  
昭和63年 8月 2日改正  
平成 3年 4月18日改正  
平成11年 6月22日改正  
平成13年 6月21日改正  
平成18年 6月21日改正  
令和 元年 6月19日改正

(名 称)

第1条 本会は、丹波篠山市企業懇談会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、丹波篠山市商工会に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を深め、地域社会及び企業経営に関する諸問題について懇談を行うことにより、会員企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会の会員は、丹波篠山市において事業を営む企業であつて、本会の目的に賛同して入会した企業とする。

2 本会に入会するときは、役員会の承認を必要とし、退会は、任意届出により認める。

(会 議)

第5条 本会は、その目的を達成するため、毎年春秋2回定期懇談会を開催するほか、役員会が必要と認めたときは、随時に懇談会を開催することができる。

(総 会)

第6条 総会は、事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。

2 次に掲げる事項は、総会において承認しなければならない。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 予算及び決算の認定
- (4) 会費の賦課方法及び額の決定

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 代表幹事 1名

- (2) 副代表幹事 3名以内
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監事 2名

2 代表幹事は、本会を代表する。

3 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(会 計)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

(付 則)

昭和63年 8月 2日 第3条(目的)、第7条(役員)を改正

平成 3年 4月18日 第7条(役員)を改正

平成11年 6月22日 第1条(名称)、第2条(事務所)、第4条(会員)、第5条(会議)、第6条(総会)、第7条(役員)を改正

平成13年 6月21日 第7条(役員)を改正

平成18年 6月21日 第2条(事務所)、第7条(役員)を改正

令和 元年 6月19日 第1条(名称)、第2条(事務所)、第4条(会員)を改正